

「警報」対応簡易一覧表

「警報」：大雨、洪水、暴風、暴風雪

揖斐川町立谷汲小学校

警報対応

警報 警報 以前 解除	警報 ↓ 警報 06:30 解除	警報 ↓ 警報 09:00 解除	警報 ↓ 警報 11:00 解除	警報 ↓ 警報 11:00 以後 警報	途中の警報発令
	登校 平常授業	登校 平常授業	登校 解除1時間 30分 後授業	登校 13:30 授業	休業
<p>道路や橋の流出・家屋や樹木の倒壊時は登校させない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町全体で判断が必要な状況のときは、町教委で ・校区対応時十分な場合は、各学校で 					<p>給食の扱い</p> <p>9:00までの警報解除 ↓ 平常の給食</p> <p>9:00～11:00 までに警報解除 ↓ 給食無し</p>

警報発令時の下校方法

- ・通学路の安全確認を行う。
- ・家に入れると回答する児童のみバス・徒歩下校（職員の分団付き添い）
- ・分団（バス）下校開始時刻（メールで保護者へ発信） 残す児童（不確かな児童）

「東海地震等注意情報・予知情報・地震発生」 対応 簡易一覧表

揖斐川町立谷汲小学校

東海地震対応

(再開は上表に準じ、注意情報・予知情報・警戒宣言の解除時刻による)

東海地震観測情報			
・東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないと分かった場合...特に対応なし			
時点 場面	東海地震注意情報 ・前兆現象である可能性が高まった場合 ・防災無線で「注意情報」発表	東海地震予知情報 ・発生のおそれがあると判断された場合 ・防災無線で「警戒宣言」発令	地震災害発生 ・発生した場合 ・防災無線で「発生宣言」発令
在宅	自宅で待機	自宅で待機	自宅で待機
登校	帰宅して待機 学校近くは学校で待機 バス乗車時は運転手判断	帰宅して待機 学校近くは学校で待機 バス乗車時は運転手判断	一時避難 自宅と学校の近い方へ バス乗車時は運転手判断
在校	学校で待機 ・「東海地震予知情報」や「地震災害発生」に至らず解除された場合は、通常のように下校。 ・「東海地震予知情報」がいつまでも解除されない場合は、学校待機。引き渡しの判断は行政と協議し学校長が決定する。	学校で待機 ・「地震災害発生」に至らず解除された場合は、通常のように下校。 ・「東海地震予知情報」がいつまでも解除されない場合は、学校待機。引き渡しの判断は行政と協議し学校長が決定する。	一時避難 ・「地震災害発生」の後、被害が少ない場合は引き渡し下校（行政と協議の上、学校長が判断） ・「地震災害発生」の後、被害が大きい場合は、学校待機。引き渡しの判断は行政と協議し学校長が決定する。
下校 校外	帰校し待機	帰校し待機 学校待機	帰校（引き渡し下校） 学校待機（避難生活）
職員	出勤	出勤	安全確保し出勤
報告	様式1号1報(町へ報告)	様式1号2報(町へ報告)	様式2号3・4・5報(町へ)

ハザードマップ（地震，土砂，洪水）対応マニュアル

揖斐川町立谷汲小学校

1 ハザードマップ（地震）対応について

地震発生時及び地震発生後災害安全確認終了までは，児童は学校待機とする。

【理由】

- ・本校は，地震発生時の避難場所（体育館）となっている。
- ・谷汲地区は「揺れやすさマップ」表記から考察すると，多くが「5強」で揺れる地区であるが，本校を含むいわゆる平地が「6弱」で揺れる地区となっている。したがって，本校は谷汲地区では比較的 안전한場所にあるととらえられる。
- ・本校は，緊急連絡先である谷汲振興事務所の近くに位置し，必要に応じて自転車や徒歩でも連絡をとることが可能である。
- ・災害時要援護施設である「ハートピア谷汲の杜」が道路を挟んだ場所にあり，要援護を受けやすい。

地震発生後の災害安全確認が終了した段階で，保護者の引き取りを依頼する。（緊急メールで）なお，安全確認ができていない段階でも保護者の希望があれば保護者の責任において，引き渡しをする。（引き渡しに関しては，引き渡し規定に基づく。）

児童は，普段はバス通学がほとんどであるが，緊急の事態にはその対応は難しい。したがって，引き渡しを行う。

本校は避難場所となっているので，学校避難がより安全ということであれば，保護者の判断（行政判断）及び保護者不明の場合は，避難場所生活となる。

緊急メール等，連絡の手段がない場合は児童は学校待機とする。保護者の希望があれば保護者の責任において，引き渡しをする。

本校は，地震発生時の避難場所（体育館）なので，保護者連絡不通の場合はそのまま，自動的に避難場所生活となる。

2 ハザードマップ（土砂，洪水）対応について

土砂（洪水）災害発生時及び発生後災害安全確認終了までは，児童は学校待機とする。

【理由】

- ・本校は，土砂災害発生時の避難場所（体育館）となっている。
- ・谷汲地区は「土砂災害想定危険区域図」表記から考察すると，多くの「土石流危険渓流」に基づく「土石流危険区域」が多く存在する。また，「急傾斜地崩壊危険箇所」とも重複している。そうした観点から考えると，本校は谷汲地区では比較的安全な場所にあるととらえられる。また洪水想定危険区域は，根尾川流域の下長瀬の一部が対象となる。
- ・本校は，緊急連絡先である谷汲振興事務所の近くに位置し，必要に応じて自転車や徒歩でも連絡をとることが可能である。
- ・災害時要援護施設である「ハートピア谷汲の杜」が道路を挟んだ場所にあり，要援護を受けやすい。

土砂（洪水）災害発生後の災害安全確認が終了した段階で，次の対応を行う。

【災害が重度の場合】

- ・保護者に引き取りを依頼する。（緊急メールで）なお，安全確認ができていない段階でも保護者の希望があれば保護者の責任において，引き渡しをする。（引き渡しに関しては，「引き渡し規定」に基づく。）

児童は，普段はバス通学がほとんどであるが，緊急の事態にはその対応は難しい。したがって，引き渡しを行う。

- ・学校避難がより安全という保護者の判断（行政判断）及び保護者不明の場合は，避難場所生活となる。

【災害が軽度の場合】

- ・災害安全確認後，土砂（洪水）災害発生場所以外は通常のバス通学を行う。ただし，1か所でも土砂（洪水）災害が起これば，他地区の危険が想定された場合は，引き渡しを行う。

緊急メール等，連絡の手段がない場合，児童は学校待機とする。保護者の希望があれば保護者の責任において，引き渡しをする。

本校は，土砂災害発生時の避難場所（体育館）なので，保護者連絡不通の場合はそのまま，自動的に避難場所生活となる。

ハザードマップ（地震）対応

・地震発生時 ・災害安全確認終了まで	・地震発生後の災害安全確認が終了した段階	
	（緊急メール等，連絡可能）	（緊急メール等，連絡不能）
児童は学校待機	保護者に引き取りを依頼 （緊急メールで） 安全確認ができていない 段階でも保護者の希望が あれば保護者の責任にお いて，引き渡し 学校避難がより安全とい う保護者の判断（行政判 断）及び保護者不明の場 合は，避難場所生活	児童は学校待機 （避難場所生活） 保護者の希望があれば 保護者の責任において， 引き渡し 保護者連絡不通の場合は そのまま，自動的に避難 場所生活

ハザードマップ（土砂，洪水）対応

<ul style="list-style-type: none"> ・土砂（洪水）災害発生時 ・災害安全確認終了まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂(洪水)災害発生後の災害安全確認が終了した段階 	
	(緊急メール等，連絡可能)	(緊急メール等，連絡不能)
<p>児童は学校待機</p>	<p>【災害が重度の場合】</p> <p>保護者に引き取りを依頼 (緊急メールで)</p> <p>安全確認ができていない 段階でも保護者の希望が あれば保護者の責任にお いて，引き渡し</p> <p>学校避難がより安全とい う保護者の判断（行政判 断）及び保護者不明の場 合は，避難場所生活</p> <p>【災害が軽度の場合】</p> <p>確認後，土砂災害発生場所 以外は通常のバス通学</p> <p>ただし、1か所でも起こ った場合は他地区の危険 性も想定されるので，引 き渡し</p>	<p>児童は学校待機 (避難場所生活)</p> <p>保護者の希望があれば 保護者の責任において， 引き渡し</p> <p>保護者連絡不通の場合は そのまま，自動的に避難 場所生活</p>

「児童引き渡し」規定

揖斐川町立谷汲小学校

(1) 引き渡しの目的

児童のみでは安全に帰宅できない非常時に、保護者等の責任をもてる大人に学校へ迎えに来てもらい、確実に児童を引き渡し、児童を安全に帰宅できるようにする。

ただし、本校は地震・土砂(洪水)災害時の避難場所に指定されていることから引き渡しが適当ではないと学校長(行政)が判断した場合は行わない。

(2) 引き渡し訓練の実施

引き渡し訓練を年度の初め(6月初旬まで)に実施し、引き渡しのシステムを児童とともに保護者が理解することで、不測の事態が生じたときに冷静な対応ができるような態勢を確立する。

(3) 想定される引き渡し要件

地震等で下校時バスなど大型車の通行に困難が生じた場合

長時間にわたるゲリラ豪雨等で、谷汲地区の各地で河川の氾濫による土石流災害・急傾斜地崩壊が予想される場合

長時間にわたるゲリラ豪雨等で、谷汲長瀬地区での河川の氾濫による洪水が予想される場合
谷汲地区に強盗等凶悪犯罪が発生し、犯人が谷汲地区に潜伏していると思われる場合

(4) 引き渡しの流れ

事前: 「引き渡し個人名簿(別紙)」の記入と提出(保護者)・・・4月中旬まで

地区ごとに「引き渡し個人名簿(別紙)」をファイリング・・・4月中(職員室に保管)

地区ごとの「引き渡し個人名簿」は、1年生から学年が上がるように整理するが、兄弟姉妹がある場合は、下学年児童名簿の後に兄弟姉妹名簿をいっしょにファイリングをする。

「引き渡し個人名簿一覧」も兄弟姉妹がある場合は、下学年児童名の後に兄弟姉妹名をいっしょに記載する。

当日: 非常事態発生

引き渡し実施のメール配信(教務)

避難場所(朝礼台前)へ地区ごとに緊急避難(児童・職員)・・・雨天時は体育館

引渡し名簿でチェックしながら、確実な引き渡しの実施(各地区担当教員)

「引渡し個人名簿(別紙)」にない者に引き渡す場合は、保護者に電話等で確認を取ってから引き渡す。(保護者に連絡が取れない場合は、児童に親戚であるか確認をする。引き渡し名簿に載っていない他人には児童は渡さない。本校は緊急避難場所なので、そのまま児童は学校待機とする。)

保護者の自動車の入口は西門、出口は正門とする。(一方通行とすることによりスムーズな出入りを可能とする。)

引き渡しは、非常時は計画のように一斉に実施することができない可能性がある。その場合は、指定の場所で個別対応を行う。

平成 年度 揖斐川町立谷汲小学校

非常時における児童の引渡し個人名簿

()年 ()番 名前()

地区 (をつける)	坂上 坂下 横蔵 大深 名礼 徳積 その他
----------------	-----------------------

引渡し者は、3名程度ご記入ください

確認欄	名前	性別	年齢	児童との続柄
				電話番号 () - 携帯電話 () -
				電話番号 () - 携帯電話 () -
				電話番号 () - 携帯電話 () -
				電話番号 () - 携帯電話 () -
				電話番号 () - 携帯電話 () -

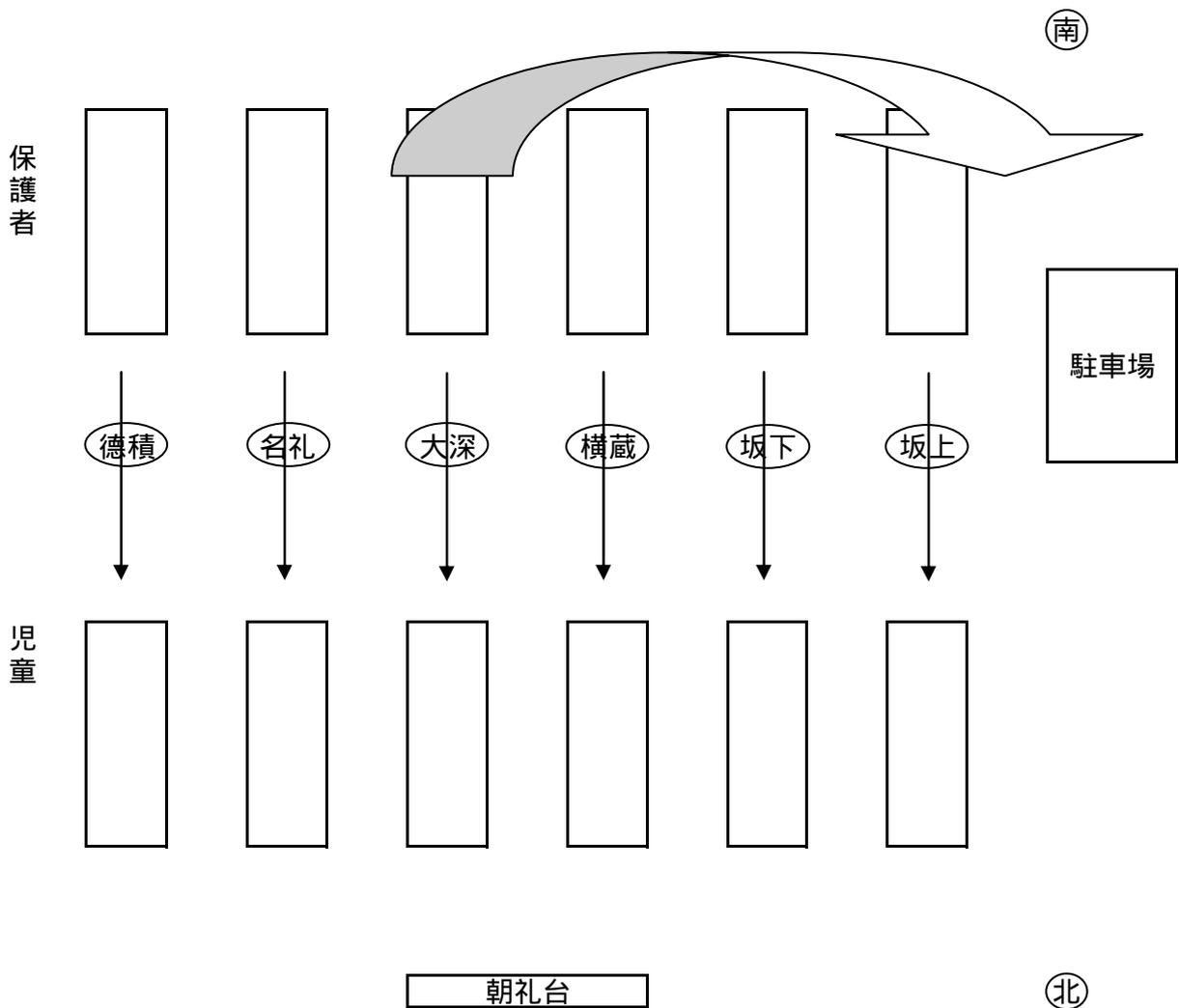
上記の者を、非常時における児童の引渡し者とします。

平成 年 月 日

保護者名 () 印)

この用紙の情報は、目的以外に使用しません。

引き渡し隊形



- ・最初は子どもと保護者が向き合って地区ごとに並ぶ。
 - ・すこやかな児童は学年に入る。
 - ・児童は南を向いて、1年生から縦に1列に並ぶ。
 - ・兄・姉は、妹か弟の左に並ぶ。
 - ・地区毎に並んだら座って待つ。
 - ・保護者は、学校の合図で子どもの右に並ぶ。
 - ・地区担当にチェックを受けたら、運動場の南側を通過して駐車場へ行く。
- バス下校時の地区と本来の地区が違う児童は、本来の地区に入る。

揺れやすさマップ

谷汲地域



避難場所

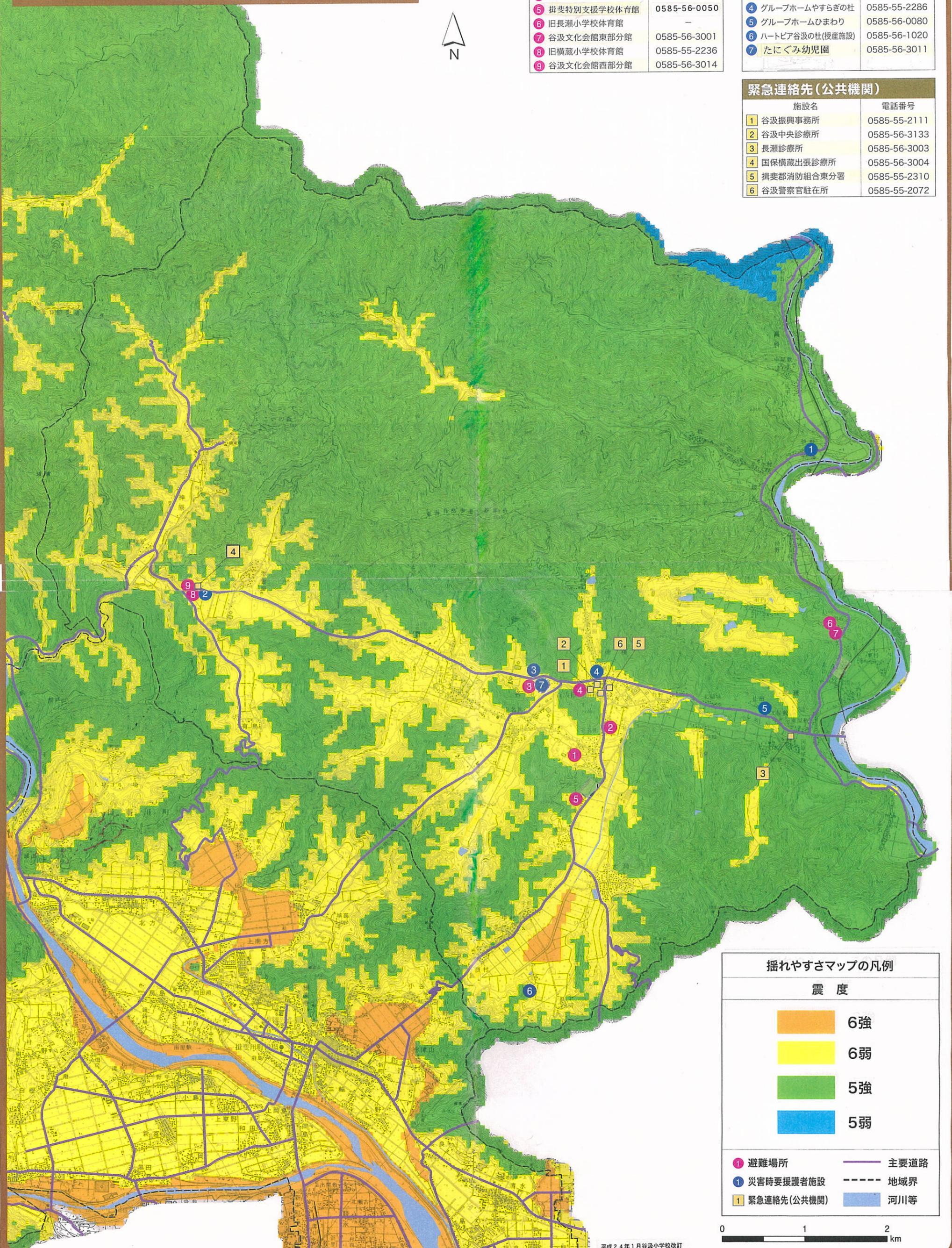
施設名	電話番号
① 谷汲スポーツセンター	0585-56-3018
② 谷汲中学校体育館	0585-56-3008
③ 谷汲小学校体育館	0585-56-3005
④ 谷汲文化会館	0585-56-3200
⑤ 揖斐特別支援学校体育館	0585-56-0050
⑥ 旧長瀬小学校体育館	—
⑦ 谷汲文化会館東部分館	0585-56-3001
⑧ 旧横蔵小学校体育館	0585-55-2236
⑨ 谷汲文化会館西部分館	0585-56-3014

災害時要援護者施設

施設名	電話番号
① 谷汲デイサービスセンター・谷汲シングルシルバーふれあいの家	0585-56-3630
② 谷汲ふれあいセンター	0585-56-3329
③ 特養ハートヴィレッジ谷汲の杜	0585-55-2611
④ グループホームやすらぎの杜	0585-55-2286
⑤ グループホームひまわり	0585-56-0080
⑥ ハートピア谷汲の杜(授産施設)	0585-56-1020
⑦ たにくみ幼稚園	0585-56-3011

緊急連絡先(公共機関)

施設名	電話番号
① 谷汲振興事務所	0585-55-2111
② 谷汲中央診療所	0585-56-3133
③ 長瀬診療所	0585-56-3003
④ 国保横蔵出張診療所	0585-56-3004
⑤ 揖斐郡消防組合東分署	0585-55-2310
⑥ 谷汲警察官駐在所	0585-55-2072



揺れやすさマップの凡例

震度

	6強
	6弱
	5強
	5弱

① 避難場所	— 主要道路
② 災害時要援護者施設	--- 地域界
③ 緊急連絡先(公共機関)	— 河川等



わが家の耐震診断 / 耐震補強工事

1. 木造住宅耐震診断事業

※申込みのあった木造住宅に対して、岐阜県に登録されている「岐阜県木造住宅耐震相談士」が、定められたマニュアルに基づいて耐震診断を行います。

2. 木造住宅耐震補強工事への補助

※上記の木造住宅耐震診断を行い、一定基準の耐震補強工事を行った場合に、工事費用の一部に補助をしています。

上記事業は、毎年内容が変わる場合があります。詳しくは、以下までお問い合わせください。

お問い合わせ先 揖斐川町役場 建設課 電話 0585-22-2111

地域の危険度マップ

谷汲地域

避難場所

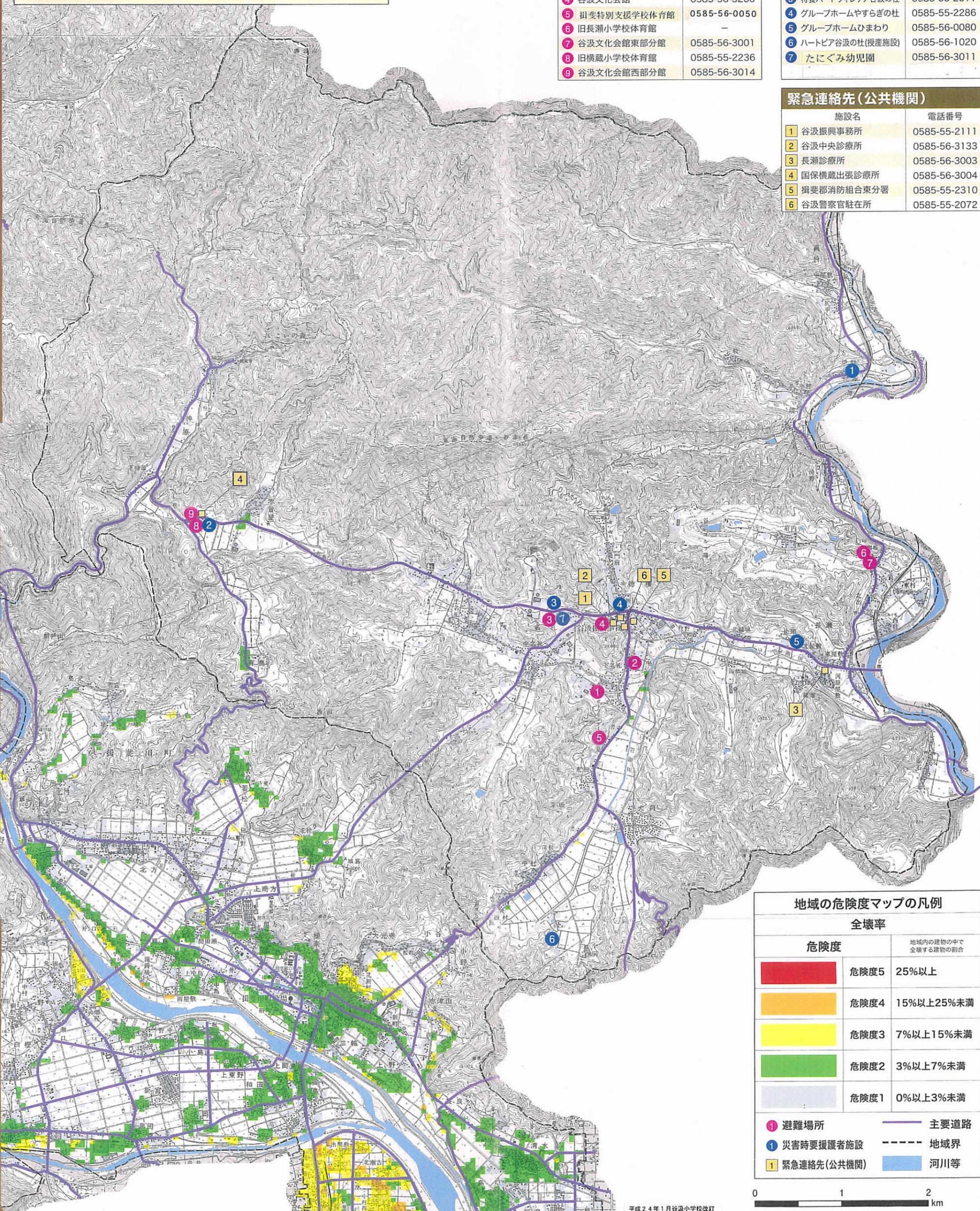
施設名	電話番号
1 谷汲スポーツセンター	0585-56-3018
2 谷汲中学校体育館	0585-56-3008
3 谷汲小学校体育館	0585-56-3005
4 谷汲文化会館	0585-56-3200
5 揖斐特別支援学校体育館	0585-56-0050
6 旧長瀬小学校体育館	-
7 谷汲文化会館東部分館	0585-56-3001
8 旧横蔵小学校体育館	0585-55-2236
9 谷汲文化会館西部分館	0585-56-3014

災害時要援護者施設

施設名	電話番号
1 谷汲デイサービスセンター・谷汲シングルシルバーふれあいの家	0585-56-3630
2 谷汲ふれあいセンター	0585-56-3329
3 特養ハートヴィレッジ谷汲の杜	0585-55-2611
4 グループホームやすらぎの杜	0585-55-2286
5 グループホームひまわり	0585-56-0080
6 ハートピア谷汲の杜(授産施設)	0585-56-1020
7 たにぐみ幼児園	0585-56-3011

緊急連絡先(公共機関)

施設名	電話番号
1 谷汲振興事務所	0585-55-2111
2 谷汲中央診療所	0585-56-3133
3 長瀬診療所	0585-56-3003
4 国保横蔵出張診療所	0585-56-3004
5 揖斐郡消防組合東分署	0585-55-2310
6 谷汲警察官駐在所	0585-55-2072



地域の危険度マップの凡例

全壊率		
危険度		地域内の建物の中で全壊する建物の割合
危険度5	25%以上	
危険度4	15%以上25%未満	
危険度3	7%以上15%未満	
危険度2	3%以上7%未満	
危険度1	0%以上3%未満	

1 避難場所	主要道路
1 災害時要援護者施設	地域界
1 緊急連絡先(公共機関)	河川等

0 1 2 km

ハザードマップ

谷汲地域土砂災害想定危険区域図

このマップの見かた

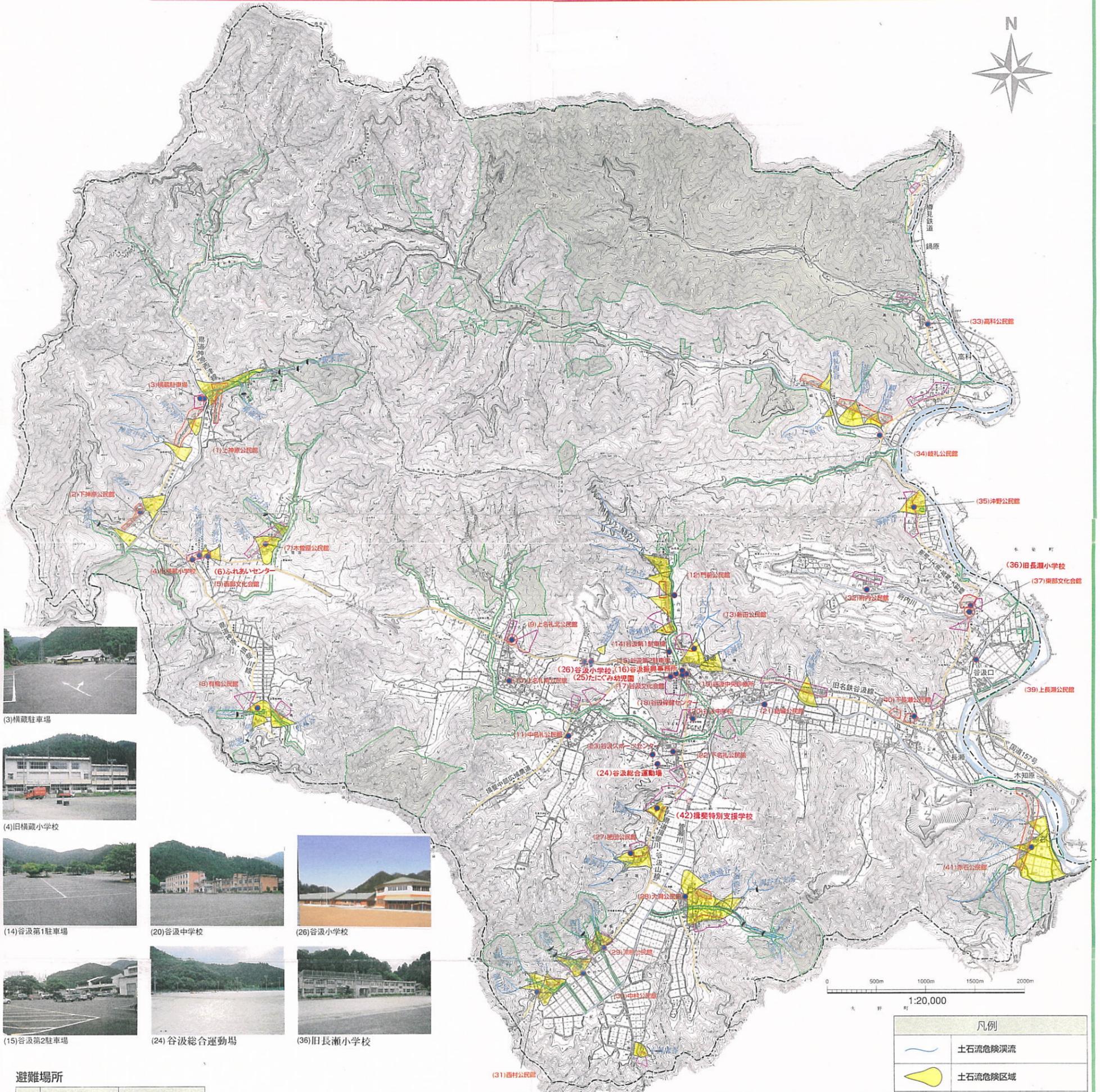
この印は避難場所です。お宅から最も近い場所を確認しておいてください。



この印は土石流危険区域を示しています。



この印は急傾斜地崩壊危険箇所を示しています。



(3)横蔵駐車場



(4)旧横蔵小学校



(14)谷汲第1駐車場



(20)谷汲中学校



(26)谷汲小学校



(15)谷汲第2駐車場



(24)谷汲総合運動場



(36)旧長瀬小学校

避難場所

番号	避難場所名	電話番号
(1)	上神原公民館	—
(2)	下神原公民館	—
(3)	横蔵駐車場	—
(4)	旧横蔵小学校	—
(5)	西部文化会館	56-3014
(6)	ふれあいセンター	—
(7)	木曾屋公民館	—
(8)	有馬公民館	—
(9)	上名礼北公民館	—
(10)	上名礼南公民館	—
(11)	中名礼公民館	—

番号	避難場所名	電話番号
(12)	門前公民館	—
(13)	新田公民館	—
(14)	谷汲第1駐車場	—
(15)	谷汲第2駐車場	—
(16)	谷汲振興事務所	55-2111
(17)	谷汲文化会館	—
(18)	谷汲保健センター	56-3036
(19)	谷汲中央診療所	56-3133
(20)	谷汲中学校	56-3008
(21)	結城公民館	—

番号	避難場所名	電話番号
(22)	下名礼公民館	—
(23)	谷汲スポーツセンター	56-3018
(24)	谷汲総合運動場	—
(25)	たにぐみ幼稚園	56-3011
(26)	谷汲小学校	56-3005
(27)	肥田公民館	—
(28)	大洞公民館	—
(29)	深根公民館	—
(30)	中村公民館	—
(31)	西村公民館	—

番号	避難場所名	電話番号
(32)	府内公民館	—
(33)	高科公民館	—
(34)	岐礼公民館	—
(35)	沖野公民館	—
(36)	旧長瀬小学校	—
(37)	東部文化会館	56-3001
(39)	上長瀬公民館	—
(40)	下長瀬公民館	—
(41)	赤石公民館	—
(41)	揖斐特別支援学校	56-0050

凡例	
	土石流危険渓流
	土石流危険区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	急傾斜地崩壊危険区域
	砂防指定地
	地域防災計画に記載のある避難所
	砂防堰堤
	氾濫開始地点

※この図の土石流危険区域・箇所は、これまでの技術的知見から判断した想定範囲であり、必ずしもこの範囲だけが危険とは限りません。また、土砂災害防止法の施行に伴い、現在、危険区域の見直しを進めていますので、今後、この危険区域の範囲は変更となることも考えられます。